

保険年金課からのお知らせ

国民健康保険加入者の皆さまへ
限度額認定証の更新時期です

現在、認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日(火)です。8月以降も認定証が必要な方は、交付申請手続をしてください。

自己負担限度額等の支払いについて

医療機関を受診するとき、窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、医療費(1カ月ごと)の支払金額が自己負担限度額までとなります。

※高額療養費制度の見直しに伴い、8月から、70歳以上で現役並み所得者に該当する方は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

住民税非課税世帯に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで、自己負担限度額や入院時の食事代が減額されます。

受付開始日 7月2日(月)
申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑

● 個人番号カードまたは個人番号通知カード

● 来庁される方の本人確認書類

※住民税非課税世帯の方は、入院時の領収書または証明書が必要な場合があります。

平成30年度国民年金保険料免除申請を7月から受付

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。免除申請には所得要件があり、本人、配偶者および世帯

主(50歳未満の方が対象の納付猶予は本人および配偶者)の前年所得が対象となります。

平成30年度分(平成30年7月分から平成31年6月分まで)の免除申請を7月2日(月)から受付します。

※過年度分の免除申請は、過去2年1カ月前の月分までしかのぼって申請ができます。

申請時に必要なもの 個人番号カードまたは個人番号通知カード、年金手帳、印鑑、本人確認書類、委任状(代理人(本人以外)が来庁する場合のみ)

※退職(失業)したことを確認できる雇用保険受給資格者証または離職票が必要な場合があります。

問い合わせは 保険年金課 (☎22-11118) へ

後期高齢者医療保険加入者の皆さまへ

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日(火)です。8月1日以降は、7月中に送付する新しい被保険者証(黄色)をお使いください。

また、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日(火)です。平成29年度の認定証をお持ちの方で平成30年度も住民税非課税世帯と確認できた方には7月中に新しい証を送付します。

※高額療養費制度の見直しに伴い、8月から現役並み所得者のうち、所得要件に該当する方は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

平成30年度の保険料の決定通知を8月初旬に送付します。

納付書でお支払いただく方には、納付書も同封します。

問い合わせは 保険年金課 (☎22-8064) へ

緊急地震速報の情報伝達訓練を実施

7/5
(木)

全国瞬時警報システム(Jアラート)を利用した緊急地震速報の情報伝達訓練が全国一斉に実施されます。本市では、防災行政無線、登録制メール配信、ケーブルテレビ自主放送チャンネルで訓練放送を行いますので、ご協力ください。

日時 7月5日(木) 10:00頃

ご注意ください テレビ・ラジオ・携帯電話(緊急速報メール)では放送または報知されません。

※気象・地震活動の状況等によって中止することがあります。

問い合わせは 危機管理課 (☎22-9191) へ

総務課からのお知らせ

建設工事の一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請【追加申請】の受付

平成30年度に市が発注する建設工事の入札に参加を希望される方は、申請書を提出してください。ただし、平成29年中または平成30年1月に申請をされた方は不要です。

平成29年度分より徳島県との共同受付を実施しています。

建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請【追加申請】の受付

平成30・31年度に市が発注する建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等および用地取得等に関する委託業務の入札に参加を希望される方は、申請書を提出してください。ただし、平成30年1月に申請をされた方は不要です。

平成30年度分より徳島県との共同受付を実施しています。

<共通事項>

共同受付期間 7月1日(日)~12月10日(月)

(土、日、祝日は除く)

提出書類等 市ホームページおよび徳島県電子入札ホームページをご覧ください。

提出先・問い合わせは 総務課 (☎22-3804) へ